

会議名 議会改革特別委員会

開閉日時 令和元 10 月 16 日（水） 午前 9 時 43 分～午前 10 時 29 分

会場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 荒川義孝、 2 番 神谷直子、 3 番、杉浦康憲、 5 番 岡田公作、
7 番 長谷川広昌、8 番 黒川美克、 9 番 柳沢英希、 12 番 鈴木勝彦、
13 番 今原ゆかり、14 番 小嶋克文、 15 番 内藤とし子、
16 番 倉田利奈

オブザーバー 議長（11 番） 北川広人、 副議長（10 番） 杉浦辰夫

2. 欠席者

4 番 神谷利盛、 6 番 柴田耕一

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) ICT の導入について
- (2) 議員定数の見直しについて
- (3) その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、多数であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から指名を申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

(1) ICTの導入について

委員長 最初に、タブレット端末機器使用基準について、事務局より説明をお願いいたします。

説(事務局長) それでは、高浜市議会貸与タブレット端末機器使用基準(案)について、御説明をさせていただきます。基準案と参考資料「タブレット端末機器使用基準に関する定め、近隣自治体の事例」を合わせてごらんいただきたいと思います。

まず第1条では、高浜市議会におけるタブレット端末機器の貸与及び使用に関し、使用者が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることにより、議会運営の効率化等を図ることを目的といたしておるところでございます。

第2条は、用語の定義でございますが、第1項の会議とは、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会、各派代表者会議、各派会議、

委員協議会、広報・広聴委員会、議案説明会を示しております。

第3条でございます。タブレットの貸与では、議長は、会議その他の議員活動に使用するため、議員にタブレットを貸与するものとして、タブレットの他人への貸与、譲渡を禁止するとともに、議員でなくなったときのタブレットの返却等を規定しております。

第4条、タブレットの使用では、議員は、会議でタブレットを使用するための申請書の提出及び議会での使用時に会議の目的以外での使用禁止を規定し、第5条、タブレットの取扱いでは、良識ある使用に加え、IDパスワードによる第三者の不正利用の防止、会議及び議員活動に必要なアプリケーションをダウンロードする場合の申請書の提出、タブレットの紛失、破損時の実費弁償を規定し、続く第6条、タブレットに関する禁止事項では、タブレット機器やOSの改造原則禁止と、拡張時の申請の特例を規定しております。

第7条では、グループウェア等のアカウント管理を規定し、第8条、議会中における禁止事項として、議長の許可を受けないタブレットの会議での使用禁止を初め、貸与タブレットの音声や操作音の発生、審議や審査中の情報の外部への発信、電子メールの送受信のほか、SNS、掲示板等への投稿、会議に必要な情報以外の情報を閲覧することを、許可なく会議の写真、映像等の撮影又は録音等を禁止しています。

これに違反した場合は、第9条で、議長又は会議の長が注意を与え、それでも違反行為が改められない場合は、タブレットの使用の停止を命じることができるとしております。

第10条、遵守事項でございますが、タブレットを利用する議員の遵守事項といたしまして、情報の受発信は、議員の責任において行うこと。データの正確性の保持、データ等の紛失、き損を防止すること。情報漏えい時は、速やかに実情を把握し、議長に報告し、必要な措置を講ずること。会議その他の議員活動で使用しない個人的な情報又はデータをタブレットに保存しないこと等を規定し、最後に雑則として、この基準に定めるもののほか、会議におけるタブレットの使用に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定めること

というふうにしております。説明は以上でございます。

委員長 何かこの件について、御質問はありますでしょうか。

問（9） 2ページ目、第5条の第4項、議員は、タブレットを紛失し、若しくは破損した場合又はタブレットの機能に支障を生じた場合は、タブレットのレンタル又は修理にかかる費用を実費で弁償する。これ、保険とかそういう適用云々というのは何かあるんですか。

答（事務局長） 予定では、タブレットの補償、これは配備するつもりで予算を計上していこうと思っておりますが、補償が効かないようなものだとか、故意に壊した場合、そういった場合にはちょっと保険が効きませんので、実費で弁償していただくというような規定を設けてございます。以上です。

委員長 ほかに何かあれば。

問（15） 今、故意に壊したっていうのはわかるんですが、そう滅多に壊れることはないと思うんですが、もし、故意じゃなくて、使っている間に何か不都合があって調子が悪い、壊れたという場合は、どうなるんですか。

答（事務局長） 基本的には、そういったものについては保険が効くというふうに思っておりますけれども、先ほどの壊れたのも、故意、過失、いろいろあると思うんですね。落として割っただとか、そういった状況を見て判断していくことになろうかと思っておりますが、保険の効く範囲では保険を使わせていただくという形で、保険というよりも補償、補償を使わせていただくという形になろうかと思っております。

委員長 ほかにあれば。

今回これ、使用基準のほうを出させていただきましたが、きょう決めて、これがもう確定というわけではありません。実際、運用が始まるまで、まだ期間がありますので、それまでの間、また変わっていくとか、見直しするところがあれば見直していきます。

あくまでも当初予算のほうでお願いしていくに当たり、運用基準もないということでは、とてもお願いもできませんので、まず、入り口として、こういった形でお願いしたいと思っております。

問（11） この使用基準は、これ、どっかの議会のものを参考にしてとかっていうのがあるかどうか、お尋ねしたいんですが。

答（事務局長） まず、近隣で導入しております西尾市、それから安城市、それぞれ使用基準を持っておりますので、それを参考にさせていただいております。

安城市の場合は、貸与タブレットだけではなくて、パソコンですとか、そういったものの持ち込みに関する規定も含めてやってございますけれども、高浜市の場合は、今、貸与タブレットに関する基準ということで考えてございます。以上でございます。

委員長 ほかに何かあれば。

問（7） タブレットの使用のところ、第4条で、安城市とか西尾市は、使用許可申請書を特に定めていないのかなと思うんですけれども、高浜市で、使用許可申請書を会議のたびに出すというふうに決めた根拠を教えてください。

答（事務局長） 実は、安城市については、タブレットの使用許可書を出すようにしております。様式も定めてあります。

会議のたびに出すという形ではなくて、私どもも最初に貸与するとき、それから、最終的にリース期間をいくつにするかということもあるんですけれども、最終的には、議員の改選があるときまでに、最初に出していただくというような形を、これは安城市方式でございますけれども、そういった形をとっておりますので、その辺が、一番高浜市にも合うのかなという形で考えておりますので、よろしく申し上げます。

委員長 ほかに何かあれば。

質 疑 な し

委員長 よろしいですかね。では、質疑もないようですので、タブレットの導入に向けて、最初の入り口としての端末機器使用基準について、この案のとおり決定して御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、このように決定させていただきます。

先ほどもお話させていただきましたが、導入は、最終的には来年春ごろになると思っていますので、随時詰めていきたいと思えます。その後、もちろん運用が始まってからも実際に使って、様子を見ながら、使いやすいように変更はされていくものだと思っております。今回、予算要望をしていくに当たり、端末の使用基準がないままには要望もできないということで、まずは決定とさせていただきます。

次に、議会改革特別委員会において、前回、タブレット端末のリース料と通信費の一部を議員個人が負担すべきではないかとの意見が出ましたが、このことについて、改めて意見を言わせていただきます。

今回導入が決まれば、タブレットを貸与され、議場での活用はもちろん、外での政務活動、中でもタブレット通信費を含め使用するため、議員個人で一部負担すべきだと思えます。負担していただく金額は、入札により左右されますが、安城市同様に、半額程度の負担するのが妥当かと思えます。

このことについて、御意見をお願いいたします。なお、お金の出し方については、自由ではございますが、政務活動費を充てることもできますので、そのことを含め、御意見をお願いいたします。

問（15） 半額ってというのがはっきりわからないんですが、どれくらいになるのか、概算で結構ですけれども、教えていただきたい。

答（事務局長） これは、安城市の例でもそうなのでございますけれども、機械のリース料、それと通信料、それを合わせて大体4,000円程度で高浜市も入ると思っていますので、安城市の場合も、その半額の2,000円を議員さんに負担していただくという形になっております。

高浜市もこれで入札していきますと、複数業者から入札っていうか、かけますので、どのくらいで落ちるかわかりませんが、半額程度、3,500円ぐらいか

ら4,500円ぐらいの間で落ちると思いますので、その半額という形になりますので、2,000円前後を見ていただくというような形が想定をされております。以上です。

委員長 ほかに何かあれば。

意(16) 安城市さんと、たしか政務活動費が倍ぐらい違うと思いましたが、やはり、ちょっとそのあたりでは、高浜市1カ月1万5,000円、年間18万円ということですので、できればちょっと個人での負担はなくしていただかないと、政務活動費が余りにも高浜市は少ないと思いますので、できればそうしていただきたいと思います。

意(事務局長) そのような御意見も前回に伺っておるわけですがけれども、ただ、タブレットを利用されるという形になっていくかという、いわゆる、この会議で使うだけではなくて、議員各位の皆様がいろんな知識を得たり、情報を得たり、いわゆる政務活動という形で使う部分がありますので、タブレットを議員に配布するっていう形に対して、安城市もそうだったと思うんですけども、一部はやはり議員さんに負担していただくことで、市民からのタブレットを配布するという、また御自宅でも使われるという形になることを考えると、市民の理解ということも含めて考えますと、全部ではないです。もちろん先ほど言ったような半額、もしくはそれに相当するような額を政務活動費であるのか、御自身の御負担であるのかは別として、そこで負担していただくほうが、市民の理解が得られるのではないかというふうに事務局では考えておりますけれども、その辺はまた、この会議の中で御議論をしていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

意(12) 政務活動費が多い少ないっていうのは関係なくて、やっぱり、利用する立場で、その利用する頻度によって違ってくるかと思っておりますけれども、やはり大きい小さい、高い少ないは別にして、経費の公平な負担というのは、求められるものと思っておりますので、半分程度の負担はいたしかたないのかなと、そんな感じを持っています。

委員長 ほかに何か御意見があれば。

意（15） 安城市が36万円ですか。多い少ないは問題じゃないっていう話が出ましたけれども、やはり議員としていろんな情報を掴むのは必要なことですので、それがどういう形で掴むかっていうのはまた別の話でもあるし、それから、大きいところの情報から、本当に住んでいる市民の方の情報から、きちんとつかむっていうのは、私たちに与えられている大事な仕事ですので、タブレットだけがあればじゃないもんですから、やはり、安城市がそんだけ政務調査費があって、高浜市は本当に少ない。少ないことは別に構いませんけれども、だから、同じようにっていうことは、ちょっと私も納得がいきませんので、やはり、きちんと借りるといふ形であるならば、全額出させていただきたいと思います。

意（9） すいません、申し訳ないんですけども、タブレット導入の話と、政務活動費の話が、ちょっとこう混在しちゃっていて、本来、タブレットを入れるか入れないかっていう、議員の活動の幅を広げるか広げないかの話であったと思うので、そこに政務活動費が他市と比べて高い安いっていうのは、また別問題の話であって、それはまた、別で話し合いをするべきことだと思しますので、ちょっと混同させないような形の会議の進め方をお願いしたいなと思います。

委員長 1点、ちょっと補足というかあれですけども、先ほども最後にちょっと言ったんですけども、これは、あくまでも政務活動費から出すというものでもありませんし、出さなければならないというものではないです。あくまでも個人に負担していただくということで、その方が御自分のお財布から出してもいいし、報酬から出していただいてもいいし、政務活動費から充ててもいいということの選択があるということなんで、あくまでも個人にお金を負担していただくということで、御議論をいただきたいと思います。

意（16） 今の個人でっていうお話はわかるんですけども、個人でということであっても、これを導入するっていうことは、強制的に皆さん支払わなければならないってことになると思うんですね。今回そのタブレットの導入のときに、お金の話って、導入の際は出なかったと思うんですね。導入が決まってから、私はお金の話を聞いたと思うもんですから、そのあたりで、ちょっと今更

っていう形で、納得できない部分があるということですね。

あと、西尾市の議員さんにちょっと私が聞いたところ、西尾市のほうは、紙ベースとタブレットを両方を使っているんですけども、なかなか、やはりタブレットは使いこなせていないというのが現状っていうのを、何人かの議員さんからお聞きしておりますし、西尾市は一応、政務活動費からは、支出というか、個人での支出は全くないということをお聞きしております。以上です。

意（９）先ほど、会議の中で、お金の話が出ていなかったと言われるんですけども、過去の議事録を見ることも当然できたと思うんですよ。過去のものも倉田議員、いろいろと調べてみえるじゃないですか。今回、タブレットの話も、もう、前期のその前からずっと話が出ていて、お金の話も出ているので、そこら辺は調べることができたんじゃないのかなというふうに感じます。

個人で負担するか、政務活動費で負担するか。実際、これ導入するに当たって、市民の方の税金を使わせていただくという部分で、今の議会のあり方を見ましても、市民がそれをすんなり受け入れられるかということ、僕はそうじゃないとっていて、ある程度議員も、それ相当の負担を本来はすべきものであるかなというふうに思いますので、そこら辺も御理解をいただけたらなと思います。

委員長 ほかに何か御意見があれば。

意（８）今、いろいろと議論が出ていますけれども、僕はやっぱり、最終的には一部負担をしないということ、市民の人も納得できないかなという部分もありますので、実際にその金額というのは、どれだけのものになるかというのは具体的な数字が出てこないということ、なかなかできる話ではありませんので、基本的に今の話じゃないですけども、一部負担をするかしないか。僕は一部負担をしたほうが、いわゆる導入には、皆さん方の理解を得られやすい。

ただ、その金額は別ですよ。ですから、基本的には、僕はタブレットをぜひ導入していただきたいと思いますので、ぜひ導入はしていただきたい。

それに対して、それが決まった後、費用やなんかがきちっとしてきたら、それは、その段階で精査をしていく。それで、実際に今の話じゃないですけど

も、例えば市の職員やなんかは、全員タブレットを、パソコンを支給しているわけじゃないですか。議員は、それじゃあそれがなくてもいいかという、いろんなことからいっていくという、必要になってくるわけじゃないですか。そうするという、例えば単純にいってくという、市が、例えば全部導入するということを決めるっていう、それは予算で出しても、僕は、皆様方からいろいろなことを言われることはないと思いますけれども、当然、通信費だとか何か、いろんなものや何かでもかかってくるわけですので、そうするとその部分は、やっぱり使い方によって費用が変わってくるということだったら、それは一律、どうのこうのというのもあれですし、ですから僕は、きちっとまず入れるということを決めて、それから後、きちっとした数字が出たら、その数字をもとに、どういうふうに負担していくかということを決めていったほうがいいと思いますけれども。

僕はなので、一部負担は賛成をさせていただきます。

委員長 ほかに。

意（9） 黒川議員の言われることは、僕すごく、もっともな部分もすごくあって、そもそも個々負担をするっていう部分が、市役所の職員さんって、パソコンあっても、外へ持ち出すとか個人で使うということは、基本的にできないと。

議員は、このタブレットを持って、外で活動していくというところが出てくるので、そういった部分で、個々にそれなりの負担をしていただきたいと。それが一番、市民の理解を得やすいんではないかということと、タブレットを導入することによって、議員が抱える、それぞれ紙の量が多い、決算期と予算期も非常に多いというのもそうですし、ペーパーレスもそうですし、また、議員の活動の幅も広がるというふうに考えると、議員がそれなりに2,000円ぐらいという、今、明確な数字は出ていないですけれども、黒川議員、言われるように明確な数字を出していただいた上で、またどれぐらいの負担かというのも踏まえた上で、今、ここで結論を出すことではないと思うので、明確な金額が出てから、また、皆様方に御理解をいただければなというふうには思います。

委員長 ほかに何か御意見があれば。

意見なし

委員長 意見のほうに分かれています。このままいっても、なかなか収束はしないと思いますが、やはりこれ、当初に関してはちょっと期限のあることですので、ここで一度、決をとらせていただきたいと思います。

今、御意見もありましたが、実際、リース金額というのがまだ決まっていません、通信料も含めて。なので、その具体的な金額っていうのはありませんが、一部負担をしていただくということを、皆さんに良いか悪いかということを決をとりたいと思います。

意（9） 明確な金額が今、わからないという話なんですけれども、さっき、局長のほうから、大体、月額2,000円ぐらいというような負担、これはもう、基本的にそう大幅に変わることはない。そこら辺だけ、ちょっと確認をしておかないと。

答（事務局長） 本当に入札金額は、今でも開きがありますので、私が今、各業者から見ておる状況を言いますと、大体3,500円、一番安い可能性として、通信料とレンタル料の月額。高いところだとやっぱり8,000円ぐらいまであるんですが、その高いところは外れていくと思いますので、それが大体4,500円ぐらいではないかなと思っていますので、そういった意味で、全くパツッと2で割るということでもなくて、おおむねという形で、事務局のほうの考えですけれども、そうすると千5・6百円から2・3千円の間で、皆さんのほうで審議して決めていただくような形になるのかなと思います。

意（11） 今、現状、金額が確定されてないところの中で、ここで例えば、委員長が、今、決をとるという話ですけれども、皆さん方が、今から採決するに当たって考えていただきたいのは、金額のことじゃないんですよ。要は、タブレットを庁内でしか使わないのか、あるいは自宅だとか地域で、それを使って議員活動するのか。そうするためには、個人の負担分が発生しますよ

ということなんです。

個人の負担に関しては、たまたま例として、安城市さんは半額を負担していますよということを言っているだけです。もし、個人負担が嫌だということであるんだったら、もう導入は一応、皆さん方御了承いただいたわけですから、庁内だけの使用にとどめるのか、あるいは、持って帰って自宅でもやれるようにするのかというところの採決だと思っていただきたいと思います。

それと、金額もそうですよ。半分の負担ということも別に決まっているわけじゃないですから。高浜市議会では、一人頭いくらの御負担をいただくということは、改めてまた決めればよいと思います。

それと政務活動費に関しては、政務活動費を使うこともできるということです。何度も言いますが、政務活動費の多い少ないは、別途、また各派会議なり何なりで出してください。それは別の議論になりますので、そのところを踏まえた形で採決していただければいいのかなというふうに思います。

意(12) もう、かれこれ2年ぐらいこれを議論しているわけですが、これは導入と、それから応分の負担。応分の負担ということは明確ではありませんけれども、何がしかの負担をしながら導入をしていくんだという、これ、合わせての議論をしてきたつもりですので、この導入に当たっては、応分の負担がかかるということは御理解していただいて、採決に当たってほしいと思います。

委員長 では、採決のほうに移らせていただきます。

意(15) 今、議長から話が出ましたけれども、市内で使うのか、それとも庁内で使うのか。外に持ち出してもってという話が出ましたけれども、どちらで採決するのか、一緒くたに採決するってということなのか、ちょっとそのあたりをはっきりさせていただきたい。

委員長 僕の私見になっちゃいますけれども、半分、実際問題、庁内で限定されて使うというから応分がないというのは、おかしい話だと思います。その金額を、もしかしたら通信費を使わないから下げるとか、そこでまた個人一人ひとりの差をつけるというのも、どういったそこを根拠にまた計算すればいいの

かっていうのが、また、わからなくなってしまうと思いますので、議長はあくまでもそういった例えとして言われたと思いますので、あくまでもこの採決というのは、半額程度だと思いますが、一定数の御負担を皆さんにさせていただくか否かかどうかという決議だと思っています。

これ、通信費だけじゃなくて、先ほどもあれなんですけれども、端末のリース料も含んでいるんですよ。端末のリース料と通信費なんで、その半額程度ということなんで。

答（事務局長） 例えば、今、いろんな議論があるんですけども、機械のリース料というのは全部、市が持つと。ただし、市外で使う、御自宅で使う、そこで発生する通信料というものもあるんで。通信料だけは、例えば負担していただくとか、そういった考え方もあろうかと思いますが、半額という一律ではなくて、導入が決まって、通信料、リース料、そういったレンタル料が決まってから、どのような形で、例えば通信料だけでいけば月額1,000円にもならないかもしれないですし、500円ぐらいかもしれないですけども、そういったものをちょっと見ていただいて判断していただくというのも、4月の時点では可能だとは思っていますので、よろしくをお願いします。

意（7） 通信料とかいうと、ポケットWi-Fiとか持って、通信料がかからずにできちゃう人もみえるんですけども、そういうことを言っちゃうと、それぞればらばらになるんですけども。

個人で負担しているから、またそれに、さらに通信料かからないとなっちゃうんで。そういったふうなことを考えると、通信料だけで議論するのもどうなのかなというふうに思うんですけどもね。

答（事務局長） 私は、通信料として言わせていただいたのは、一つの例として役所以外のところに持ち出して使うという、ポケットWi-Fiもあるんですけども、例えば視察に行ったときに、ポケットWi-Fiは持って行かれない場合もあると思うんで。例えばですけどもね。持って行かれますか。わかりました。

というか、庁内外で使うということも含めて、通信料を含めて、その部分

の御自分たちの政治活動で使われる分について、一定額という形の考え方もあろうかというふうに思いますので、ちょっと、通信料にこだわるわけではございません。例えば、例として出させていただいたという形で御理解いただければと思いますけれども。

委員長 前回、実はWi-Fiの皆さんの環境を聞かさせていただきましたが、そういったことも含めて、実は、自宅ではWi-Fi使えば大丈夫じゃないかという話もありますので、あと議場に関しても、ここはWi-Fiの整備を考えておられるということですので、機種もそこで、じゃあ分けることができるのかどうかわかんないんですが、Wi-Fiモデルとセルラーモデルと。

今、局長が言われたように、通信費ということを含めて、あくまでも一定数、そのいくら、ということではないです。あくまでも導入に当たり、「一定数の負担をしていただけるかどうかということ、決をとらせていただきたいと思います。」御理解をお願いしたいと思います。

それでは、タブレットのリース料、通信費の一定数の議員個人での負担をすることに賛成の委員の挙手を求めます。

賛成者 挙手

委員長 挙手多数です。よって、タブレットのリース料、通信費の額の一定数を議員個人で負担することに決定いたしました。

なお、今お話がいろいろ出ましたが、その金額、方法等については、また御議論いただければと思います。

(2) 議員定数の見直しについて

委員長 前回の議会改革特別委員会で、議員定数の見直しについて、議会改革特別委員会の議題に上げることが決定いたしました。ただ、前回もお話をさせていただきましたが、議員定数の見直しについては、時間をかけて議論すべき

だと思います。実際にどのように今後、進めていくべきかですが、議題として取り上げるときも議論していただきましたが、定数の増減がありきではないと思います。

議員の仕事、議会の仕事、委員会の仕事、待遇などなど、皆さんが考える問題点や課題を洗い出し、その上で議会としてのあり方をもう一度考え直していただいた上、その上で議員の定数が多いのか、少ないのか、現状のままでいいのかということに行き着くのだと思っております。

実際、非常に進め方が難しいお話で、なおかつ、急いで結論を出す話でもないと考えますので、今話した問題点や課題点をまずは洗い出していくという方向で、今後、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、今回、若干、資料をつけさせていただきましたので、それについて、若干、説明をしていただきます。

説（５） お手元のグラフが、ちょっとついた資料を御参照ください。議員定数、今後また考えていくという話の中で、ちょっと比較という意味で、ちょっとこういったところを出してみました。

碧海５市の議員一人当たりの総人口というところを出してみました。現状、定数１６でいくと、碧海５市の中では、一番受持ち人数が少ない、最下位というふうになっております。

高浜市（現状）というところを御参照ください。安城市との比較でいくと、高浜市を１としたとき、安城市は２．２１、倍、非常に２倍以上の開きがあるよと。

その右横の定数１５、１減の時でいくと、定数１５でも碧海５市でまだ最下位、受持ち人数が少ないよというふうな結果となっております。依然として、安城市との格差もまだ２倍以上というふうになっております。定数１４、２減、減らした場合、定数１４ではようやく碧南市を抜いて４位になります。安城市との格差も２倍以下に縮小となります。刈谷市との差ですが、現状だと１．７７というの

が 1.5 倍ぐらいに縮小されると。知立市との格差、1.18 倍あったのが、1.03 倍になるというふうなデータとなりました。

一応、これを受けて、自分、今、各事業部に地域福祉懇談会というのがありまして、市政報告をしに行っています。これと全く同じデータを、今と同じように説明しました。その時の反応、挙手にて賛成、反対、保留というのをとらせていただきました。それで、とった対象の方は、もちろん高浜在住で、ほかの市で働いている方です。大府のほうでは 1 回、2 回、3 回、東浦で 1 回、碧南で 1 回、トータル 5 回やっています。

その結果が、N 数が 153 名の方に挙手していただきました。結果でいきますと賛成が 146 名、95%、反対が 1 名、保留が 6 名というふうな結果となりました。

それで、今から進んでいくと思うんですが、減らす方向で考慮していてもいいのかなというふうに自分は考えております。以上です。

委員長 こういったデータがありますということなんで、また御参考までにさせていただければと思います。

あと、もう 3 枚ついておると思います。これも、私のほうから出させていただきました。今回、こういったことを取り上げるということで、客観的なデータとしてこういったものがあります。全国市議会のこの新聞、いつも入っていると思いますが、これ、ちょっと前の 29 年のやつなんです、こちらに右下ですね、じゃあ全国の議員定数、人口割での定数が一体どれぐらいかというのが一応ついております。そういった中でいくと、高浜市が、きつとこの 5 万人未満のところていくと平均が 17.7 人。29 年のデータですが、こういったのがあります。

あと 2 枚、今の碧海 5 市については岡田公作議員に出していただきましたが、じゃあ愛知県内の有権者数と議員数。あと関係ないですけど、面積も出させていただきました。これ、あくまでもこれは有権者数で割っていますので、その辺を配慮していただいて見ていただくと、この碧海 5 市と愛知県全体での議員一人当たりの有権者数みたいな数字が出ていますので、こちらも客観的なデ

一タとして御参考いただければと思います。

何か今回、御意見があれば。

意（9） 定数削減なのか、据え置きなのか、定数をふやすのか。あと、報酬だとかの話で、先ほども出た政務活動費の話もトータルでいいのかなというふうに思いますけれども、一つ、ちょっと自分がお願いをしたいのは、実際、高浜市13平方キロという町の大きさで、人口が大体4万9,000人ちょっとという中で、ただ、人口の数と面積だけという形だけではなくて、本当に議員の仕事、役割っていうのは何なのか、地域で、要は今、町内会に入る方も減っているという形でありますけれども、実際、地域で一番活動をしていくのは、例えば、じゃあ町内会なのか、議員なのか、そういったところも含めて、議会の本来の仕事の部分、地域は地域の仕事の部分、行政は行政の仕事の部分、そういったものも含めて、トータル的に考えていただけたらなというふうに思います。

あと、議員のなり手が、町村とかに関しましては非常に少ないと。高浜よりも大きな市であっても、春日井でも今回の選挙で議員のなり手が意外と少なかったと、後継不足というのがあったという部分もありますので、そういった部分も加味して、一つの数字とかだけにとらわれずに、幅広く、今後、議会というもの、議員というものがどういうふうにあるべきなのかという部分も皆さんに考えていただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。一個人の発言です。

委員長 ほかに何か御意見があれば。

意（15） 今、現状では碧海5市で最下位だとか、1人減らしても最下位だとかという話が出ましたが、やはり議員っていうのは、市民の意見をきちんとつかむということが大事ですので、例えば、知立よりも高浜のほうが1人当たりの総人口が少ないから悪いということではないと思うんですね。1人当たりの、じゃあ3,000人の方に本当に行き会えているかっていうと、なかなかそうはいかないと思うんです。やはり本当に意見を聞くということになると、もっと少ないほうがしっかり聞けるという意味ではあるわけですし、なんていいですか、減らす話も若干出ているようにも思いますけれども、私は、最低でも今のまま、

できればふやすほうで、いつていただきたいと思っています。

意（5） あくまでも、データとして比較で出ただけなので、今からみんな
で論議して、議員活動も含めてやっていけばいいかなと。いい方向に向かえば
いいかなと、僕は思っております。以上です。

意（16） 数字のいろいろなデータは出ているんですけども、議員報酬の話
から、それから市民の声を聞く、いろんな要素があると思うんですけども、
現在、高浜市は人口がふえておりますので、この人口がふえた状況でどうして
いくかっていうところも、やはり加味して考えていかなければならないのかな
と思っております。

例えば今回、減らすことになって、またふやすとか、そういうことはやはり
避けたいなと思っておりますので、そのあたりも含めて、慎重に議論していただけた
らということで個人的に思っております。以上です。

委員長 最初にもお話しさせてもらいましたが、数字を減らす、ふやすって話
になると、もう本当に議論がかみ合わなくなってくると思います。僕も先ほど
お話しさせてもらいましたが、この議論を進めていくに当たり、減らす、
ふやすではなくて、議員の仕事や待遇等も含めて議論をしていただいて、それ
を洗い直す。そうした中で、じゃあ、この高浜市には今の定数がいいのか、悪
いのかというものが出てくると思いますので、今回、出させていただいたもの
はあくまでも数字ですので、それを今後の議論の参考にしていただければと思
っております。

今回、今後の方向性を示させていただいたと思いますので、次回、皆さんか
ら、この議員定数の見直しにかかわる問題点や課題について、忌憚のない御意
見を伺いたいと思いますので、御準備のほうをよろしくお願いいたします。

（3）その他

委員長 その他、何かあれば。

発 言 な し

委員長 なければ、以上をもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 29 分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長